

東邦A l w a y sカード〈JCB〉会員規約の改定のご案内

2010年3月23日より、東邦A l w a y sカード〈JCB〉会員規約を改定いたします。

変更内容として、以下改定対象条項および新規条項をご案内いたしますので、ご高覧いただきますようお願い申し上げます。 なお、**会員規約改定に伴うカード利用方法の変更はございません。**

- (趣旨) 当行が発行する東邦A l w a y sカード〈JCB〉と株式会社東邦カードが発行するJCBカードを重複してお持ちの場合、各カードに定められた利用可能枠の中で最も高い金額を全体の総利用枠とさせていただきますが、今回の改定により各カードに定められた利用可能枠を別個のものとして管理いたします。

改定対象条項	改定内容 (新規条文)
第19条 (利用可能枠) 第5項	(改定前) <u>本会員が銀行および株式会社東邦カード (以下「東邦カード」といいます。) から合わせて複数枚のJCBカード (銀行または東邦カードが発行する、両社所定の、または東邦カードおよびJCB所定のクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報を含みます。以下同じです。) の貸与を受けた場合、それら複数枚のJCBカード (ただし、一部のJCBカードは除きます。) 全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額 (当該金額を「総合与信枠」といいます。) となり、それら複数枚のJCBカードにおける利用可能枠の合計金額にはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカードにおける利用可能枠は、当該JCBカードについて個別に定められた金額となります。</u>
	(改定後) <u>本会員が銀行から複数枚のJCBカード (銀行が発行する、両社※の審査基準に基づき発行されたクレジットカード等をいい、当該カードに係るカード情報 (属性、有効期限、利用可能枠等) を含みます。以下同じです。) の貸与を受けた場合、それら複数枚のJCBカード (ただし、一部のJCBカードは除きます。) 全体における利用可能枠は、原則として各カードごとに定められた利用可能枠のうち最も高い金額 (当該金額を「総合与信枠」といいます。) となり、それら複数枚のJCBカードにおける利用可能枠の合計金額とはなりません。なお、総合与信枠の金額にかかわらず、各JCBカード個別の利用可能枠は、各カードそれぞれ個別に定められた金額となります。</u>

第 20 条 (利用可能な金額) 第 3 項	(改定前) 第 1 項、第 2 項にかかわらず、 <u>本会員が銀行および東邦カードから合わせて複数枚の J C B カードの貸与を受け前条第 5 項の適用を受ける場合、第 1 項の利用残高は、本会員が保有するすべての銀行または東邦カードが発行する J C B カード</u> および当該 J C B カードに係る規約に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。
	(改定後) 第 1 項、第 2 項にかかわらず、 <u>本会員が銀行から複数枚の J C B カードの貸与を受け前条第 5 項の適用を受ける場合、第 1 項の利用残高は、本会員が保有する銀行が発行するすべての J C B カード</u> および当該 J C B カードに係る規約に基づき発行された家族カードの利用残高を合算した金額となります。

※ 両社：当行及び株式会社ジェーシービー

■ 本件についてのお問い合わせ先 ■

東邦銀行クレジットカードセンター〈J C B デスク〉

0 2 4 - 5 2 1 - 5 5 5 0 受付時間 9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0

(土・日・祝・年末年始休)

※電話番号は、お間違いのないようにおかけください。